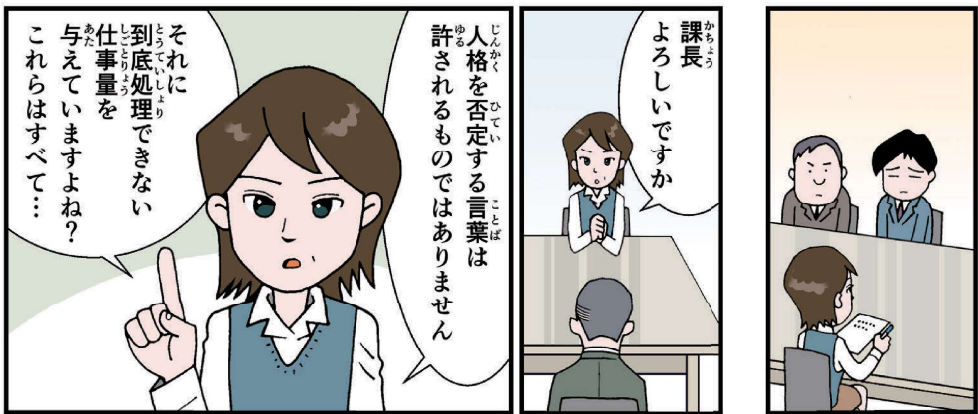


ここらのオルゴール vol.2

パワハラは職場全体の問題



職場における「いじめ嫌がらせ」などのパワーハラスメントはあとを絶ちません。令和元年には、いわゆる「パワハラ防止法」が成立し、会社には、相談に適切に対応するための体制づくりが義務付けられました。パワハラを見逃したり、見て見ぬふりをしたりした責任は会社にあるのです。同時に、孤立している人を出さないよう、日頃のコミュニケーションも大切です。

一人ひとりが働きやすい職場づくりをしていきたいと思います。

